

半田市建設工事予定価格事前公表事務取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る入札・契約手続の透明性の向上及び不正行為の防止を図る等のために実施する予定価格の事前公表（以下「事前公表」という。）について必要な事項を定める。

（公表の対象）

第2条 事前公表の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、1件当たりの設計金額が50万円を超える場合であって、競争入札に付すもの及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定による随意契約（以下「随意契約」という。）により契約するものとする。ただし、随意契約のうち、特命随意契約（1者との随意契約）に付す案件については除くものとする。

（公表の方法）

第3条 対象工事における予定価格の事前公表の方法は、次に定める方法によるものとする。

- (1) 制限付き一般競争入札に付する場合は、半田市財務規則（昭和46年半田市規則第11号）第155条に規定する入札公告により公表するものとする。
- (2) 指名競争入札に付する場合は、半田市指名競争入札事務取扱要綱第2条に規定する指名通知書に記載して入札参加者に通知する。
- (3) 1件当たりの設計金額が50万円を超え200万円以下の随意契約（1者との随意契約を除く）の場合は、工事見積依頼書に記載して見積徴収の相手方に通知する。

（公表する予定価格）

第4条 事前公表する予定価格は、半田市財務規則第161条及び第162条並びに第172条の3の規定に基づき定めた予定価格の110分の100に相当する金額とする。

（予定価格の決定時期等）

第5条 対象工事等に係る予定価格については、施行計画の決裁後、速やかに決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号の規定により通知する予定価格については、施行計画とともに予定価格調書を決裁し、決定するものとする。

3 前2項の規定により決定した予定価格を記載した書面を封書することは要しないものとする。

(工事費内訳書の提出)

第6条 対象工事の入札に参加する者は、入札書を提出する際に工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める場合は、この限りでない。

(入札の回数)

第7条 対象工事等に係る入札は、入札回数を1回とする。

(入札の無効)

第8条 予定価格を超えた入札は、無効とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事前公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。